

<p>事例項目</p>	<p>課税処理時における確定申告書の確認について                  &lt;記載誤りのあった確定申告書の確認漏れによる市民税の課税誤り&gt;</p>
<p>事例発生時期</p>	<p>平成19(2007)年6月</p>
<p>担当課</p>	<p>総務部 課税課</p>
<p>事例概要</p>	<p>発生までの経過</p> <p>①平成19(2007)年6月、市民税の納付書を発送後、課税課に市民から納付書の内容について問い合わせがあった。                  ②調査したところ、課税根拠となる確定申告書において、年金の欄に記載すべき所得金額が、給与の欄に誤って記載されていた。                  ③職員がそれに気づかず、そのままデータ処理を行い、また、社会保険庁から送られてくる年金金額のデータも合わせて課税処理をしていることが判明した。                  ④調査をするなかで、他に同じケースがあることが判明した。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>・データを修正後、誤りのあった納税義務者宅を訪問し、経過の説明と謝罪を行い、新しい課税通知書を手渡した。</p>
<p>発生原因</p>	<p>・確定申告書のチェック漏れがあった。</p>
<p>再発防止対策</p>	<p>①電算委託業者に発送する前に、申告書に記載誤りがないか担当職員とベテラン職員による二重チェックを行い、体制の強化を徹底する。                  ②給与額と年金額が同じものをチェックリストとして出力し、審査・チェック体制の強化を徹底する。                  ③課税事務が本格化する12月初旬に、担当者に対する課内研修を徹底する。</p>